

## 笛吹市教育大綱（案）に対するパブリックコメントの募集について

### 1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるよう規定されています。

本市では、平成 28 年 4 月に第 1 期目の大綱（対象期間：平成 28 年度～令和元年度）を、令和 2 年 4 月に第 2 期目の大綱（対象期間：令和 2 年度～令和 5 年度）を策定し、教育施策を推進してきました。

現行の大綱が今年度末に終期を迎えることから、第 3 期目に当たる、新たな大綱（対象期間：令和 6 年度～令和 10 年度）を策定します。

については、新たな大綱（案）を取りまとめましたので、今後の大綱策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いします。

### 2 意見募集期間

令和 6 年 1 月 24 日（水）～令和 6 年 2 月 22 日（木）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯に、笛吹市役所総合政策部政策課で閲覧できます。

### 3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

#### (1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

#### (2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

#### (3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、〒406-8510 笛吹市石和町市部 777 笛吹市役所政策課政策推進担当まで郵送してください。

#### (4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、笛吹市役所本館 2 階、政策課政策推進担当まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 政策推進担当

電話 055-267-8960（直通）